⑶　更生担保権確定前の不動産の売却

管財人又は分割新会社は、未確定更生担保権について更生担保権の存否が確定するまでの間に、売却対象不動産を売却した場合には、前記⑴②及び③の定めによって計算される額に相当する金額を適切な金融機関に預金し、当該預金の払戻請求権を目的とし、当該対象不動産に係る更生担保権のうち前記⑴②③及び⑤を適用した場合に弁済を受けられることになる更生担保権を被担保債権とする質権を設定する。この場合の当該更生担保権の権利の変更及び弁済方法は、前記⑴②及び④ないし⑤の定めに従うものとする。

2　債権調査手続未了の届出更生債権等の取扱い

債権調査手続未了の届出更生債権等については、当該債権が債権調査手続を経て確定した場合には、確定した更生担保権については本節１の定めを、確定した優先的更生債権については本節２の定めをそれぞれ準用し、確定した一般更生債権については更生債権の内容に応じて、第３章第３節２⑴ないし⑶の権利の変更の定めを適用し、当該確定日から１ヶ月を経過する日と第３章第３節２⑴ないし⑶に定める各弁済期のいずれか遅い日までに弁済を実施するものとする。

第５章　担保権の措置等

第１節　担保権の措置

1　存続する担保権

⑴　不動産に係る担保権

①　別表７－１「存続する担保権一覧表（不動産）」記載の各担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、同表の根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定時に同欄記載の額に確定する。

②　前記①の同表整理番号２ないし４記載の根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。なお、後記④の根抵当権抹消登記手続をする時までに、本号の措置が未了の場合、管財人は本号の措置を省略して、後記④の根抵当権の抹消登記手続を求めることができる。

③　前記①の同表記載の各担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時に消滅する。

④　前記①の同表記載の各担保権の担保権者は、前記③の条件が成就したときは、当該担保権の設定登記の抹消登記手続をする。同担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

⑵　リース物件に係る担保権

①　別表７－２「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースに係る担保権については、同表の「期間満了日」欄記載のリース契約の期間満了日までは、同表の「新しい債権額」欄記載の金額の限度で存続する。

②　管財人（更生手続終結後は更生会社。以下、本項において同じ。）又は当該リース物件の転貸を受けた者は、前記①のリース契約の期間満了日までは引き続き当該リース物件を使用することができる。

③　管財人は、前記①のリース契約の期間満了日において、約定に基づき再リース契約の締結、当該リース物件の返却、及び、当該リース物件の買取の申出をすることができる。当該担保権者は、管財人から当該リース物件の返却の申出がある場合には、当該担保権者の責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。

④　リース物件に係る更生担保権について第３章第１節２の定めに基づく弁済が完了したときは、リースに係る担保権は消滅し、リース期間満了まで当該担保権者は、当該リース物件を引き揚げることができない。この場合、当該担保権者は、管財人の同意を得て当該リース物件の所有権を無償で更生会社に譲渡することができる。

⑤　管財人は、前記①のリース契約の期間満了日前においても随時当該リース物件を担保権者に返却することができる。この場合、当該担保権者は、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。

⑶　絵画等に係る担保権

①　別表７－３「存続する担保権一覧表（譲渡担保権等）」整理番号１記載の質権、及び同表整理番号２記載の譲渡担保権（以下、あわせて、本項において「本件担保権」という。）は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　本件担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時に消滅する。

③　前記②の条件が成就したときは、本件担保権の担保権者は、該当する当該担保権の解除の手続をする。この場合、当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権を解除するために必要な一切の書類及び前記①の同別表整理番号１記載の担保目的物のうち、占有するものを管財人に交付しなければならない。

④　前記①の同表整理番号１記載の質権が裁判所の許可を得て譲渡担保権に変換された場合は、担保変換後の譲渡担保権に対して前記①ないし③の定めを適用する。

⑷　機械・器具に係る担保権

①　別表７－３「存続する担保権一覧表（譲渡担保権等）」整理番号３記載の譲渡担保権（以下、本項において「本件譲渡担保権」という。）は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　本件譲渡担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時に消滅する。

③　前記②により消滅した本件譲渡担保権の担保権者は、速やかに当該担保権の設定登記（動産譲渡登記）の抹消登記手続をするものとし、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記（動産譲渡登記）の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

⑸　未確定更生担保権に係る担保権

①　別表８「未確定更生担保権に係る担保権一覧表」記載の担保権は、担保権の存否が確定するまでは、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続する。

②　前記①の担保権の担保権者は、管財人（担保権の目的である財産が第７章第１節５⑴②の定めにより分割新会社へ承継されたときは、分割新会社。以下、本項において同じ。）から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の元本確定登記に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。なお、後記の⑥の根抵当権抹消登記手続をする時までに、本号の措置が未了の場合、管財人は本号の措置を省略して、後記⑥の根抵当権の抹消登記手続を求めることができる。

③　前記①の同表の「新しい債権額」欄記載の額は、当該担保権に係る未確定更生担保権が存在すること及びその金額が確定したときはその確定額に置き換わるものとする。

④　前記③の担保権の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の